

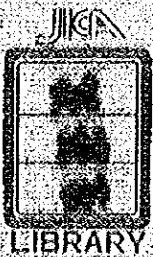
調査課資料系30

ポリビア教育法 (抄訳)

1964年6月

*Alci*

海外移住事業団



International Cooperation Association

国際協力事業団	
受入 月日	'84. 9. 13
	702
	24.3
登録No.	14874
	EM

## ま え が き

この資料は1955年1月20日公布された (Decreto-Ley) "Codigo de la Educación Boliviana" の主要部分を抄訳したものであり、1963年10月派遣された移住地教育調査団の調査資料の一部である。同団の報告書と併読のうえ、業務上の参考とされたい。

1964年6月

海外移住事業団  
調 査 課

JICA LIBRARY



1054133[2]

# 目 次

第 1 章	教育の基本及び目的・国民教育の基本・国民教育の目的	1
第 2 章	一 般 原 則	2
第 3 章	教育制度の構成	3
第 4 章	就学前教育	5
第 5 章	初 等 教 育	6
第 6 章	中 等 教 育	7
第 9 章	師範教育及び教員の向上	10
第 14 章	美術教育及び芸術教授	12
第 15 章	体育及び保健教育	13
第 16 章	私 学 教 育	14
第 19 章	政府と教育制度の管理	16
第 20 章	教 育 省	16
第 21 章	農民省・体育スポーツ局	17
第 22 章	教育調整審議会	18
第 23 章	教 育 総 局	19
第 24 章	農民基礎教育総局	20
第 25 章	教 育 研 究 所	21
第 26 章	学 区 事 務 所	23
第 27 章	学 区 視 学 官	24
第 28 章	校 長 の 職 務	26
第 29 章	教 員	26
第 30 章	職 員 会 議	28
第 33 章	児 童 ・ 生 徒	29
第 39 章	父 母 の 協 力	30
第 42 章	給 費	30

## ボリビア教育法

### 第1章 教育の基本及び目的、国民教育の基本

第1条 ボリビアの教育は、次の根本基根の上に構成される。

- 1) 教育は国家の最高の機能である。けだし、教育は人民の権利、かつ国民解放の手段であり、国家は、広範な学校制度を介して、教育を維持し、指導し、かつ監督する義務を有する。
- 2) 教育は普遍、無償かつ義務的である。けだし、それが基本的、民主的要請であるからであり、かつ出生の事実により、個人が文化に対する機会均等の権利を有するからである。
- 3) 教育は民主的かつ単一的である。けだし、差別することなく、全住民に普通教育 (Educación común) の平等の機会を提供するからであり、教育の全過程 (Oleto) 及び領域を通じてその業務を調整する。
- 4) 教育は共同の事業である。けだし、社会のその他の機関全部の恒常的協力を必要とするからである。
- 5) 教育は国家的である。けだし、教育は、種々の地域における国の死活の要請を、機能的に反映しており、共通の歴史的運命を通して、国家意識の形成のため、住民 (Pobladores) の統合と連帯を希求するからである。
- 6) 教育は革命的である。けだし、人民 (Pueblo) 及び子孫の精神上の方向を転換する傾向がある歴史的計画の教義上の新しい内容を含むからである。
- 7) 教育は反帝国主義的かつ反封建的である。けだし、国の経済的解放を強化し、かつ地方 (Campo) の封建的搾取を克服することを助けるからである。
- 8) 教育は能動的、活動的かつ実務的 (de trabajo) である。けだし、生産的なかつ社会的に有用な活動のため、実際的な能力を児童、生徒に与えることを目的とするからである。
- 9) 教育は全体的 (globalizadora) である。けだし、態度、理念 及び行動において形成されるとき、人間性を総合的に育成する、重要な体験及び知識の全体を児童、生徒に与えるからである。
- 10) 教育は共学である。けだし、両性の生徒が共通に教育されるからであり、そして、精神的かつ道徳的力を完全に育成すべく両性相互の影響を役立たしめ、かつ個人の幸福のため、精神衛生的に (Psico fisiológico) 健全な状態を作るからである。漸進的方法及び科学的に好ましい条件で実施されねばならぬ。
- 11) 教育は進歩的である。けだし、明確な国民教育学を形成するため、教授 及び 学習の改善された技術を用い、かつ案出するからである。

12) 教育は科学的である。けだし、教育は児童（生徒）の心理學（bio-psíquico）の知識に基いており、そして、科学の進歩及び国の現状の機能を基礎とした体系的訓練を児童（生徒）に与えるからである。

## 国民教育の目的

第2条 国民教育の目的は次の通りである。

- 1) 全体の関心の下に能力全体の調和的発達を刺激して、ボリビア人の完全な育成をはかる。
- 2) 良い栄養、保健・衛生上の注意、体育、及び生活水準の引上げにより、人民の体力を保護かつ強化し、その健全な生活を促進すること。
- 3) 民主的市民権をして、進歩的理想、生産的な労働、経済、及び文化の恩恵、及び社会正義の奉仕に連帯して合致させるために性格教育の倫理実践的教訓において個人を育成する。
- 4) 農民、労働者、手工業者及び中産階級大衆を、大規模の文盲撲滅の（alfabetización）及び基礎教育を通して、権利、義務の完全な享受とともに、国民生活に合一する。
- 5) ボリビア経済の独立及びその生活水準の引上げを強化する斗争における労働者、農民及び中産階級大衆の共同行動に参与する。
- 6) 科学及び技術の助力をもつて、農民にその環境において、權威をつけ、農民を有効な生産者及び消費者とする。
- 7) 専門技術教育により、労働者集団を教育し、経済開発のため、国が必要とする熟練労働者及び中級技術者を養成する。
- 8) ボリビア精神を強調し、非建設的的地方主義と戦い、そしてボリビア国の伝統的、歴史的及び文化的価値を高揚する。
- 9) 政治的及び経済的主権、領土の保全、並びに社会正義の原則を人民に教え込み、かつ平和共存及び国際協調を奨励する。

## 第2章 一般原則

第3条 国家の保護及び統制の下に、教育の自由が認められている。これは、国の一般的関心に従つて、国立（fiscal）及び私立の施設における教育の進展の指導、監視及び統制のための公権力の恣取不能の権限に基礎をおく。

第4条 宗教教育の自由は許されている。国立の教育施設においては、カトリック教育が教授される。その子供若しくは被後見人が宗教教育を受けることを欲しない父母若しくは後見人は、子供もしくは被後見人を登録する時に書面により、この旨を明らかにしなければならない。宗教を受講しない児童・生徒は道徳教育の規範を受講する。国は、宗教教育の仕事を助成するため、国家予算中におく (Partida) を認める。

第5条 教育界における私立学校創設は、法令に従つて展開される限り、国の援助を受けるに値する。

第6条 国家は、家庭からであると、又は特別規定によつた父母会 (Asociación de padres de familia) を通じてであるとを問わず、父母に子供の教育に協力する義務を認める。

第7条 国家は、学資の不足する優等生にその学業を継続するため、経済的に援助する。

第8条 国家は、県 (Provincia), 市町村 (municipalidad), 大学、並びにその他の公共及び民間の機関と協力して、大衆教育及び教養を助成し、教育省とこれらの活動を調整する。

第9条 国家は教職員 (magisterio) の身分の安定 (estabilidad) 及び組合参加権を認め、その精神上及び経済上の成敗保持に留意し、そして、ボリビア人民の解放過程における能動的役割を教職員に割当てる。

第10条 国家の活動とは別個に、公教育の維持及び助成に民間人及び民間団体も貢献する。

第11条 都市計画予定地に、学校、幼児公園及び運動場用の土地が留保される。

第12条 作業地域内に学令期の子供が25名若しくはそれ以上ある雇傭者、企業及び地主 (Propietarios) は、自己の費用で、教育技術上の条件で、初級コース (curso) 或は施設を設立かつ維持する義務を有する。

第13条 一学年の授業日数は少なくとも、200日とする。

授業日数

第14条 一学年を通じて、及び登校時間中、商店、工場、農場、及び営業所が、普通義務教育を終了していない学令児童を雇傭することは、絶対に禁じられる。

### 第3章 教育制度の構成

第15条 教育制度の一般組織は次の4部より成る。

- 1) 制度的に、就学前、初等、中等、職業、専門技術、及び大学の課程に区分される児童、少年及び青年のための普通教育 (Educación regular)。

- 2) 児童若しくは少年期の不十分な学習並びに初等及び中等課程の欠陥を補い、文化水準及び労働能力を向上するための成人教育。
- 3) 身体の若しくは精神上の (Psíquico) の欠陥により、普通教育を受けることができないが、社会に有用な能力者になりうる小児、少年及び青年のためのリハビリテーション (能力回復、rehabilitación) の特殊教育。
- 4) 学校外及び教養普及の教育。これは住民全体について行なわれ、社会の文化水準の改善を目的とする。

*Sistema E. urbano.* 第16条 普通教育 (educación regular) には次のものが含まれる。

- 1) 県・郡の首都、及びその地の中心都市に居住する住民のための都市学校制度 (sistema escolar urbano)

*Sistema E. Campesino.* 2) 農山村地域に居住する住民のための農山村学校制度 (Sistema escolar Campesino)

第17条 都市学校制度は、次の課程 (ciclo) を通して、その活動をなす。

*Ciclo Pre-escolar* 1) 就学前課程、これは6才以下の小児のため、保育園 (casa-cuna) 育児所 (casa maternal) 及び幼稚園 (Kinder-garten) を包含する。

*Ciclo Primario* 2) 初等課程、これは基礎教育コース及び学校を包含するもので、6才以上の小児のためのものである。

*C. Secundario* 3) 少年のための中等課程、これは a) 普通課程 (educación humanística) b) 職業課程に2分される。経済生活のため、かつ職業 (oficio, arte o profesión) 獲得のための能力付与を始めるものである。

4) 青年及び成年のための専門技術課程 (Ciclo técnico-profesional) これは既修の職業教育を充実させ、かつ家庭、技術及び職業一般のため、農業工業、事務管理、商業学を特殊化することを目的とする。

*C. Universitario* 5) 大学課程、これは大学により行なわれる。

第18条 農山村学校制度は、基本的教育の諸原則の下に組織せられており、非市街地に所在するすべての施設、郡、村、小部落、農場、共同体、協同組合を包含し、その組織は次の通り。

1) 農山村学校本校 (Núcleo escolar campesino)

2) 基本的に小学校であるが、主として地方の農牧活動の3コースをもつ、副本校 (sub-núcleo)

3) 分校 (escuela seccional)



- 4) 林業学校本校 (Escuela escolar silvícola)
- 5) 職業技術学校 (escuela vocacional-técnica)
- 6) 農山村師範学校 (escuela normal rural)

第19条 成年者及び徒弟教育のため、次の種類の施設が設置される。

- 1) 職工の中心地、農業地帯及び効外区に所在する読み書き学校 (escuela de alfabetización) 農業地帯の学校は、基礎教育の原則に従って行われる。
- 2) 補習学校 (escuela de enseñanza complementaria) とは、既習の知識を拡大し、社会、政治の教養を与えることを目的とする。
- 3) 職工、農夫及び店員の生産力の水準上げのための、職業技術学校 (escuela de enseñanza técnica)
- 4) 見習い及び復習学校 (escuela de aprendizaje y recuperación) とは、14才ないし19才以下の労働者を対象とし、管轄官庁の特別の認可による。

第20条 リハビリテーションの特殊教育は次の種類の施設を包含する。

- 1) 盲者、聾啞者、及び感覚中枢に欠陥ある者のための学校。
- 2) 虚弱児のため、及び教育の遅れた者のための学校。
- 3) 精神的に欠陥ある者のための学校。

第21条 社会文化水準上げを目的とする学校外の教育及び文化普及には次の活動が含まれる。  
演劇及び映画、音楽会、フェスティバル、技術上及び科学上の展示会、講演会、ラジオ放送、出版、図書館、博物館、レクリエーション活動、並びに民間伝承 (folklore) の助成。

#### 第4章 就学前の教育

第22条 就学前の課程は、家族の協力の下に、小学校入学までの間、第一及び第二幼年期の小児に教育、並びに保健及び社会的看護をなす。

第23条 就学前の時期の教育機関として次のものがある。

- a) 誕生から3才までの小児を看護する保育園及び育児所。
- b) 3才から6才までの小児のための幼稚園。

第24条 仕事のため両親が子供を放置せざるを得ない様な、市町村、企業或は地帯で、その区画内に少くとも20名の小児がいる場合、就学前教育の機関が優先的に設置される。

第25条 教育省、農民省、保健・衛生省、労働・社会保障省、及び経済省は、就学前の施設で

保育中の小児の衛生的、社会的、栄養上及び教育的保護を組織するための活動を調整する。非市街地におけるこの調整は家庭外の活動に関してなされる。

第26条 就学前の教育の目標 (objetivo) は次の通りである。

- 1) 個人の健康を維持し、かつ健全な生活を促進すること。
- 2) 社会の共同生活に望ましい態度の取得に協力すること。
- 3) 子供の身体上及び精神上の発展を助けること。
- 4) 意思表示、創意及び創造力を促進すること。
- 5) 初めての経験について指導し、その分野を広げること。
- 6) 技能、自発的行動の習慣、及び言語を発展させるための活動を調和させること。
- 7) 学校生活の環境及び制度に小児を適応させること。

第27条 就学前教育を担当する施設には種々の部門における専門家〔教師 (maestra pre-escolar) 小児科医師、栄養士、及び保母〕が勤務する。

第28条 国立若しくは私立の、一切の就学前の教育施設は、全国教育局 (Dirección Nacional de Educación) の教育上の監督下におかれる。

第29条 この教育は、小児の能力展開の過程あり、筋肉及び創造的活動を通して、遊戯により、野外のレクリエーションに発展させる。

## 第5章 初等教育

第30条 初等教育は、市民の教養形成過程の基礎となす。その通常及び特別の機関は小学校であつて、小児の特質並びに肉体的、精神的及び社会上の要求に応じて、6才以上の小児を教育する。

第31条 小学校は6学年課程 (Curso) よりなり、3段階 (grados) に構成されている。

第一段階は第一及び第二学年、第二段階は第三及び第四学年、第三段階は、第五及び第六学年よりなる。

第32条 小学校の各段階は固有の教育オリエンテーション (Orientación) をもっているが、その他の段階の教育オリエンテーションと関連をもたされ、児童の各成長期の主要な関心、特色及び要求を基礎とする。

第33条 初等教育は次の諸目標を達成する。

- 1) その活動範囲内及び国民社会の機能の総合的展開に関連させながら小児の基本的かつ漸進

的發展を促進すること。

- 2) 学習 (aprendizaje) のための不可欠な方便、すなわち読み方 (lectura) 書き方 (escritura)、算数 (aritmética) の完全習得を容易にすること。
- 3) 周囲の物的及び人的資源を合理的に利用すべく、生産的及び技術的仕事の準備として、手元 (orden manual) 能力を刺激し、発達させると。
- 4) 小児の個人的、社会的責任感を育成し、家族及び社会の良き一員となることを小児に教えること。
- 5) 国及び諸機関に対する理解と愛情を養うこと。
- 6) 自由時間の建設的な使用について、殊にレクリエーション活動を通して、児童を導くこと。
- 7) 自学 (auto-educación) 方法の習得及び実践を促進すること。

第34条 教師と生徒間の関係の技術的方便として、学習の内容及び活動を規定する。革新された教育計画 (Plan de estudio) の達成は、小学校の教育的及び社会的新しいオリエンテーションに対応する。これには、児童の個人的及び全体的形成の次の面が含まれている。健康のための教育、知的及び科学的教育、社会的及び道徳的教育、経済的 (職業準備) 教育、及び芸術的教育。

第35条 学習指導要領 (Programa escolar) の構造 (marco) は、教育上の参考並びに概念及び教授の順序からなり、これは児童の基礎的教育において不可避と思われる知識、技能、態度、慣習及び理想から調和的に構成されている。

第36条 初等教育の達成は、教師による敬意、小児の学習並びに学校及び社会全体の物的及び人的資源の活用を保障する方法により最高度に行なわれる。受動的で教科書にとらわれる方法を排除し、小児をして学校生活に積極的に参加せしめ、教師をして教育上の有能な指導者たらしめる方法が行われる。

第37条 初等教育の科学的完成を促進するため、全国教育局 (Dirección Nacional de Educación) は講習会 (Curso) 及び実験学校 (escuela experimental o de ensayo) を設置する。

## 第6章 中等教育

第38条 中等教育は、初等過程に始められた訓練を継続し、生徒の教養水準の引上げを目的とする。その物的及び教育上の組織は、探求の性質、並びに生徒の職業、手続及び知識上の能力

の方向づけの性格を有する。

第39条 中等学校 (escuela secundaria) は次の課程 (sub-ciclo) に二分される。6学年よりなる、4ケ年の下級中学課程及び2ケ年の上級中学課程。

第40条 下級中学課程 (sub-ciclo inferior) は用具教材 (materia instrumental) の完全習得を保証し、バチレラート (大学受験資格者、bachillerato) への及び、職業・技術教育への手ほどきとなる基本的準備を与えるものである。下級中学課程の指向するところは、教材は体系化され生徒の年齢に従つて漸進的に教授されるのではあるが、教材にあるのではなく、青年の興味とその環境にあるのである。

第41条 上級中学課程 (sub-ciclo superior) は、バチレラートのため補足的学習を与えることを目的とし、各科目の体系的準備を与えるが、専門化の傾向がある。これには、自然科学科と社会科学科の2分科 (sección) があり、両者ともに共通教育計画と、選択必修教育計画を有し、後者では選択された分科固有の科目の教授が強化されている。

第42条 中等教育の目標は次の通りである。

- 1) 生徒の身体上及び精神上的の健康を維持し、発展させること。
- 2) 用具教材 (materia instrumental) の集中的学習並びに自学 (autoeducación) 自習 (autoaprendizaje) の方法の活用を生徒に導くこと。
- 3) 教養の形成、並びに人格の全体的発展を完成すること。
- 4) 経済生活及び生産活動を生徒に準備させること。
- 5) 個人的及び社会的責任の意識を生徒に育成すること。
- 6) 職業指導 (Orientación vocacional) を利用することによりかつその素質及び個性に従つて、異なる教育計画を生徒に提供すること。
- 7) 生徒をして民主的の共同生活の原則を尊敬させ、その慣行に従わしめ、市民権を意識的に実行するよう用意をさせること。

第43条 中等課程においては教員の職業技術教育が、漸進的計画に従つて、かつその概括を獲得するまで段階的に、下級中学の機構において完成される。最初の2年間は職業指導で、共通かつ義務的教育である。3年及び4年はバチレラートへの予備教育であり、並びに生徒の選択した職業技術課程、特定専門課程での修習の期である。同学年とも、選択必修の (selectivo-obligatorio) 教育計画を有する。

第44条 工業、農牧、商業、管理、家庭及び職業一般課程の教育計画は、必要を条件 (condición)、同等の学習及び学校期間 (Consejero escolar) の助言が一旦得られた場

合、その専攻を他に変更することを生徒に認める。

第45条 中等過程の第4学年の終了にあたり、生徒は、下級中学過程におけるその学習を完全に修了したことを証明する修業証書 (certificado de capacitacion) を受けとる。これは、就業能力、又は上級への学習継続の能力を生徒に与えるものである。

第46条 地方 (Provincia) に中等コレヒオ (Colegio secundario) を設置するには、少なくとも、3学年につき90名の生徒があることが必要である。又、継続するためにも同数が必要である。

第47条 地方の中等コレヒオには、漸進的に、かつ国の財政状態に応じて、国が農山村地区出身の生徒のための寄宿舎を設置するものとする。

第48条 午後及び夜間の中等コレヒオは、労働官公署が、昼間の学校に出席不能の事由を認める生徒のために設置されなければならない。労働監督官 (Inspector del Trabajo) の承認をもつて、その主人の労働証明書を2カ月ごとに提出する。

第49条 学習指導要領 (Programa) 及び教育計画は、次のものの合理的な連結及び相関を設定するより指向される。

- a) 小学校から下級学課程への移行を容易にするため、両校相互間。
- b) 中等課程の段階のいかに問わず、生徒が同じ学年を繰返すことなく、他の種類の学習を選択できるように、異種の中等教育相互間。
- c) 上級中学課程と大学の間。

第50条 中等課程において用いられる方法には、教授 (enseñanza)、訓育 (disciplina) 及び指導 (orientación) の3者がある。

教授は生徒の学習への積極的参加を促進する。訓育は自制 (auto-control) を育成し、並びに生徒間及び学校環境との関係を規制する。指導は職業教育の方向決定のため適合性に関与してなされる。

第51条 教育計画は生徒及び自然的社会的環境の必要及び興味に従って組織されるものとし、教科 (materias) は関連する知識を得させるような相関課程 (Sistema de correlación) に編成される。この教科の配列は次の通りである。

- a) 用具教科 (materias instrumentales)
- b) 生物と自然の科学
- c) 哲学及び社会科学
- d) 現代語 (lengua viva)

o) 甲 工 (técnico-manualos)

c) 芸術

e) 体育及び保健

## 第7章 (省略)

職業・技術教育

工業教育

商業及び管理教育

農牧教育

家政教育

## 第8章 (省略)

教育的及び職業的オリエンテーション

## 第9章 師範教育 (educación normal) 及び教員の向上

第90条 農山村師範学校 (escuela normal rural)、国立教員学校 (Escuela Nacional de Maestros)、高等師範学校 (Instituto Normal Superior)、体育高等師範学校 (Instituto Normal Superior de Educación física)、教育学部 (Departamento Superior de Ciencias de la Educación)、臨時講習会 (Cursos de Temporada) 及び設置されるその他の教員養成施設からなる師範教育及び教員向上の制度が編成されている。

第91条 師範教育の目標は次の通りである。

- a) 就学前、都市及び農山村の初等及び中等過程の教職員 (magisterio) 並びに音楽、外国語、造形美術 (arte plastica)、体育、手工 (trabajo manual) 職業、家政、家庭及びその他の専門科目の専科教員を養成すること。
- b) 校長、師範学校教授、技術助手 (asistente técnico)、視学官、及び学校事務官に上級の技術的準備を与えること。
- c) すべての過程の臨時教員に資格を与え、専門教育をほどこすこと。

4) 刊行物、会議、セミナー及び講習会を通じて、教育学及び教育技術の原理、方法、年表及びその他の諸面を普及すること。

5) 科学、文化及び社会扶助という文化普及の3分野の固有の活動において、将来の教員を訓練するため、科学、文化及び社会扶助センターとの協力関係を定めること。

第92条 教員の職業教育は所定の社会・政治的方針を有し、新国家教育の要請に調和し、ボリビア人民の関心を理解し、かつ役立つしめることを目的とし、そしてその統一及び不断の進歩を志向する。

第93条 教員養成機関は、地形、人口密度及び環境上の要素に従つて、その目的に適合した環境に位置される。

第94条 国立師範学校の運営を規制する諸規定及び要件の一切に従わない限り、いかなる者或は民間団体も、師範学校を設立かつ維持できず、又、教員の免許を付与することもできない。そして師範学校は、教育の上級官庁の技術的、行政的及び経済的統制に服するものとする。国家は、国立の師範学校の卒業生の任用につき、何の義務も有しない。

第95条 師範学校が指向するのは、広い一般的教養、科学的予備知識、技術的、教育学的能力並びに全体的及び道徳的条件に高揚された諸問題に対する社会的感受性をもつ職業教員のタイプの養成である。

第96条 組織上、指導的及び専門的職務に、専門教員を専任させるため、教育学部が設置され、これは、大学院学生の研究を目的とし、指導教員 (maestro-guia) 校長、視学、督学官 (Supervisor) 及びその他の上級職の準備教育にもあたる。

第97条 教員の向上、及び臨時教員の専門的資格付与のため、教育総局 (Dirección General de Educación) による臨時講習会が少なくとも、毎年1回開かれるものとする。

第98条 師範諸学校の校長、教育及び事務官は、正規の資格あるボリビア国籍の専門家、並びに特定の学課及び教育技術のため契約した外国籍の専門家により構成される。

第99条 教員養成の各機関は、新教授方法の実施の如き、観察及び実習の付属施設を置くものとする。これらの施設を管理するものは、資格ある指導教官である。

第100条 全国教育局 (Dirección Nacional de Educación) は、新卒教員が師範学校で受けた指導を実習において完成するため、充分な指導の下に、グループで最初の2年間、専門職務を提供することに留意する。

第101条 国立師範学校の卒業生は、4年間、専門職務を提供する義務がある。教育総局は、



職務の需要に応じて、欠員のある学区に卒業生を任用する。この者は、2年を下らない期間、地方若しくは辺境地区で教員の職務を遂行する義務がある。農山村師範学校の卒業生は、教員としての指導及び実習を受けた地区の学校で、グループで働き、そして4カ年の義務年俣を、農山村学校 (escuela campesina) で勤務する義務がある。

第102条 師範学校の教育計画は、将来の教員に哲学的・人文的、教育学的・専門的形成を行い、教生実習を認める隣接教科群により構成され、その中核をなすものはわが国の人間的及び教育的現実の教科及び国民の要求である。

第103条 教員養成において、現実の学校業務の技術が適用せられるが、それは、新教育を参考とし、地方的及び全国的な諸問題の解決に直面する。

第104条 教員勤務初の2年間に学業の最終年を修了した師範学校に提出する論文 (memoria o tesis) を作成するため、課題を選択しなければならない。この提出は、教員勤務の第2年後及び第3年度中に、必ずなされるものとする。農山村師範学校出身の教員は、この他、これらの年度中に、なした専門的及び社会・教育学的業務の書類も提出する。師範学校卒業生は、少なくとも10名の成人に読み書きを教えたことを証明しなければならない。この要件なしには、全国の免許を取得できない。

第105条 都市師範学校の卒業証書は、大学入学に関して、中等教育のバチレール免状に等しい。

第106条 師範学校の入学の要件、組織、教育計画、免状、及び内部運営は、特別の目録見書及び規則に定めるものとする。

第107条 外国において、教師 (maestro, profesor) 或はポリビアで授与されるものに相当するその他の教職員の、正式免状或は資格を取得するポリビア人は、その承認を受け、相当する免状の交付を受ける権利を有する。

第10章 文盲撲滅 (Alfabetización) (省略)

第11章 農民基礎教育 ( )

第12章 職工教育 ( )

人民大学 (Universidad popular) ( )

第13章 リハビリテーションの特殊教育 ( )

第14章 美術教育及び芸術 (音楽-造形美術) 教授



第154条 個人の完成のための必須である美術教育 (educación estética) は学校制度により、一般的及び専門的の二つの間に区分される。その主要なる科目は音楽と造形 (Plástica) であり、両者は入念かつ特別の注意を要する。

第155条 一般的美術教育は、幼稚園から中等学校まで、普通教育の一部をなし、自然美の鑑賞及び美術作品の理解の基本的能力開発の意図をもつてさづけられる。

第156条 美術教授に適用される専門的美術教育は個人の特殊的素質を生かして、職業的準備をほどこし、それは初歩から最上級まで、集中的コースを提供するため、学校制度内におかれる学校でさづけられる。音楽学校 (conservatorio de música) 美術学校、及び同種の学校は教育総局に従属し、特別規定により規制される。

第157条 美術教育の目標は次の通りである。

- 1) 生徒の芸術的感情発展に有益な環境を作ること。
- 2) 芸術的創造を刺激するために適当な経験を生徒に提供すること。
- 3) 芸術の個々の技術を教授し、それに習熟させること。

第158条 美術教育は、主に国民生活及び環境からとつた教材を利用し、国及び世界の芸術の巨匠の作品に生徒を接触させる客観的な方法でなされる。

## 第15章 体育及び保健教育

第159条 適当な組織による、小児からの身体向上、並びに肉体的発展及び衛生・健康的な生活の注意は、教育制度及び個人の完成に必須要素の不可欠の部分を構成する。

第160条 器官成長の特殊性に基づくべき体育は、都市若しくは農山村の別なく、国立及び私立の全ての教育施設、企業、研究センター (Centros de estudio y de trabajo) において義務である。

第161条 体育は形成的、レクリエーション的、衛生的、及び矯正的であり、次の事項を目標とする。

- 1) 心身の発展に役立たしめること。
- 2) 健康の維持及び増強の習慣を作ること。
- 3) 道徳的、芸術的及び社会的目的に体育教育を指向せしめ、精神、身体、民主的行動、被災、協力及び国家の伝統の尊重を陶冶すること。
- 4) 個人及び集団の安全の術策を育成すること。

5) 社会環境上望ましくない慣習及び態度を矯正すること

6) 労働のため及び祖国防衛のための予備訓練を個人にほどこすこと

第162条 次のものは体育訓練を構成するものであり、同等の関心をもつて指導されるものとする。遊戯及びレクリエーション、体操、スポーツ、陸上競技、ボーイ・スカウト活動 (scoutismo)、遠足、並びにその他の野外活動。

第163条 体育教育は、学校内及び学校外の2部を包含し、両者は唯一の組織をなすべく調整されている。このため、スポーツ全国委員会 (Comité Nacional de Deportes) は、体育・スポーツ局 (Dirección de Cultura Física y Deportes) の名称をもつて、教育省 (Ministerio de Educación) の所管下におかれる。その組織運営及び権限は特別規則により定められるものとする。

第164条 体育教育及びスポーツ訓練は集中的及び広範囲のものであり、集団の体育訓練を目的とする。この目的のため、国家は陸上競技会、体育祭及びスポーツ競技会を育成する。

第165条 学校医の職務は体育教育の国家制度と密接に連絡して、その分野で進展し、次の目標を遂行することである。

- 1) 生徒、教職員及び事務職員の心身の健康に留意すること
- 2) 校舎及び運動場の衛生状態を監督すること
- 3) 衛生処置を家族にも及ぼすこと
- 4) 社会扶助の実践を監督すること
- 5) 学校の保健統計を整理すること

これは体育担当教師の勤務の指針となり、人民の体育訓練を科学的基礎づけに資する。

6) 高地における運動の影響の研究に協力すること。

## 第16章 私学教育 (educación particular)

第166条 憲法の規定 (第6条) に従つて、すべての者若しくは民間団体は、国家の監督の下に教育する権利 (derecho de enseñar) に従つて、教育施設を設置し、指導する権利を有する。ただし、現行の法令に定めるところはこの限りではない。

第167条 学校の開設及び運営、教育計画、内部組織等は教育総局の理由を付した事前の報告の下に、所管省の認可を要する。

第168条 私立学校 (Colegio y escuela particular) は前記の官庁、計画

案、及び公定規則に服するものとし、憲法に従つて宗教教育の自由が認められる。教員の少なくとも60%は全国の免許 (título on Provisión Nacional) をもつてなければならぬ。残余の40%は、教員免許を持たなくても教員養成の教育を受けていなければならず、このことは試験により所轄官庁において証明されなければならぬ。副校長 (subdirector) はボリビア人でなければならぬ。

第1.69条 私立施設は、社会福祉に関する限り、労働法 (Ley General del Trabajo) 及び労働官公署の管轄に従うものとする。教員の退職の場合、教育省に事前に、報告されるものとする。

第1.70条 私立学校の教員の俸給 (haber) 及び等級 (categoría) は、当該過程及び専攻 (especialidad) における同一職務について、いかなる場合も国立学校の教員より下まわらないものとする。

第1.71条 授業料 (pensiones) を徴収しない、又は非常に低廉である私立学校は、教育総局の事前の決定の後、前条に定める義務を免除されるものとする。教育総局は、これらの学校の経済状態を事前に調査して、教員及び事務員の受けるべき俸給を定めるものとする。

第1.72条 教員名簿 (lista del personal docente) は多くとも学年始めに、教育総局の承認を受けるものとする。教員の転勤、補充若しくは更迭に学区 (Distrito o Zona) の長の事前了解を受け、かつ教育総局の追認を受けるものとする。

第1.73条 私立学校は、上級官庁に、その技術的及び行政的運営の評価を可能ならしめる報告書を定期的に、かつ請求される度毎に提出する。

第1.74条 公民 (educación cívica)、歴史、地理及び国語 (litteratura nacional) の教科は、必ずボリビア教師により講義され、公民担当の教師は、教育総局により任命されるものとする。

第1.75条 破壊的目的をもつ政治的又は社会的教義の如く、國民感情に反する宣伝は、私立学校閉鎖決定の事由となる。私立学校は授業において必ず、公認教科書を用いるものとする。

第1.76条 本法に定めるところを履行しない私立学校の校長若しくは法的代表者は、違反の程度に従つて罰金、学校の一時的又は永久的閉鎖の制裁を受けることがある。

第1.77条 私立学校は、その登録済私費生徒全員の数の10%の貧保生徒を、給費生 (becado) として、校費で援助する。給費 (beca) は、授業料免除及び教科書の提供よりなる。給費生の選考は教育省が、当該学校の校長の同意をもつてなすものとする。

第1.78条 私立学校は、国立学校で用いられるものと異なる制服を演習することができない。

第179条 本章に規定される義務は、いなか (Ocampo) の私立学校には適用されない。

第17章 学校外教育及び文化の普及 (省略)

第18章 大学と大学予備過程との関係 (省略)

第19章 政府と教育制度の管理

第188条 国家は、次の諸機関を通じて、憲法に定める教育上の機能を行う。教育省、農民省、教育総局、農民基礎教育総局、及び学校制度を構成する付属官庁。

第20章 教育省 (Ministerio de Educación)

第189条 教育省は、国の教育政策の活動 (dinámica) を指揮し、助成する上級官庁である。行政府の代表として教育大臣は、教育制度全体の統制及び監督をなす。

第190条 諸法律に従つて、教育省の権限は次の通りである。

- 1) 就学前、初等、中等、師範、特殊及び職業技術の諸課程における教育を指導すること。
- 2) 本法の諸規定並びに教育業務に関する法律、大統領令 (decreto)、決定 (resolución) 及び規則を履行し、かつ履行せしめること。
- 3) 教育総局の指示及び専門報告を考慮して、法律案を起草すること。
- 4) 教育総局の作成した教育計画及び学習指導要領並びに同局の認可した教科書の有効性を命ずること。
- 5) 教育総局が技術的規準をもつて起草した教育予算案を提案し、援護すること。
- 6) 年金 (Jubilación)、資金 (montopio) 及びその他の社会的性格の福祉に関する事項を規定すること。
- 7) 教育総局への事前の報告のもとに、褒賞 (premio)、表彰 (Condecoración) 及び給費を授与すること。
- 8) 教育調整審議会 (Consejo de coordinación Educativa) を主導し、その決議を認可すること。
- 9) 科学、文学及び美術の発展を助成すること。
- 10) 教育制度の官庁に帰属する一切の職務をなすこと。ただし、法律に定めるところはこの限りではない。

第191条 教育大臣は次官 (Oficial mayor) の助けを受ける。次官の主たる職務は次の通りである。

- a) 大臣の決定を実施すること
- b) 内部的及び管理的業務を指揮すること
- c) 行政組織法 (Ley de organizacion politica y administrativa) に定める職務を履行すること。

いかなる場合も、専門教育上の権限を有しない。

第192条 教育省は次の部局により組織されている。

- 1) 統計・人事部 (Departamento Estadística y personal) 学校統計及び教員名簿 (escalafon) の記帳を担当する。
- 2) 管理部 (D. Administrativo)。各部門の予算管理、教育業務の資金の創設及び増加計画の作成、学校資材の保管及び取得、社会扶助及び学生を担当する。
- 3) 文書部 (D. Legal y de Archivo)。関係現行法令の編纂、学校に関する訴訟の手續、給費の許可、並びに照合のあつた具体例における法律の適用を担当する。
- 4) 学校建築部 (D. de Arquitectura Escolar)。校舎の建築、維持及び修理の調査、計画及び財務を担当する。
- 5) 校外教育・文化普及局 (Dirección de Educación Extra-escolar y de Extensión Cultural)。大衆の教養化に役立つ図書館及び博物館の設置、教育学の普及、外国の教育団体との連絡、国内及び国外の雑誌、図書、並びに教育宣伝材料の出版を担当する。さらに、国民伝承及び壁画芸術の部門もある。

## 第21章 農民省 (Ministerio de asuntos campesinos)

第193条 農民省は、基礎教育に関して、国家の教育政策を指導かつ助成する上級官庁である。農民大臣は、行政府の代表者として、農民の基礎教育制度の統制及び監督をなす。農民省の職務権限は次の通りである。

- 1) 農山村師範学校、本校 (nucleo)、副本校、国立及び私立の分科学校、農場 (granja) 及び工業学校における農民の基礎教育を指導すること。
- 2) 本法の諸規定並びに農民の基礎教育に関する法律、大統領令、決定及び規則を履行せしめること。

- 3) 農民基礎教育総局の指示及び専門報告を考慮して、個々の法律案を起草すること。
- 4) 農民基礎教育総局の作成した教育計画及び学習指導要領、並びに同局の認可した教科書の有効性を命ずること。
- 5) 基礎教育総局が技術的規準をもつて起草した農民基礎教育予算案を提案し、採択すること。
- 6) 農民基礎教育総局に事前に報告して、褒賞、表彰及び給賞を授与すること。
- 7) 農民基礎教育制度の官庁に帰属する一切の権限を行使すること。ただし、法律が定めるところはこの限りではない。

第194条 農民大臣は次官の助けを受ける。次官の主な職務は第191条に定めるものと同じである。

#### 体育・スポーツ局

第195条 スポーツ全国委員会 (Comité Nacional de Deportes) は、体育・スポーツ局 (Dirección de Cultura Física y Deportes) と名称を変更する。体育・スポーツ局は、教育省の所管かつ監督下におかれる。本局は、体育及びスポーツ活動を担当する。

#### 第22章 教育調整審議会 (Consejo de Coordinación Educativa)

第196条 教育大臣を議長とし、次の者により構成される教育調整審議会が創設される。

教育総局長 (Director General de Educación)

農民基礎教育総局長 (Director General de Educación Fundamental  
Campesina)

固有鉱山、油田学校教育監督官 (Inspector General de Educación de las  
Escuelas de las Minas y de Yacimientos Petrolíferos  
Fiscales Bolivianos)

未成年者、児童保護局長 (Director Nacional de Menores y Protección  
a la Infancia)

職業技術教育局長 (Director de Educación Vocacional Técnica)

労働省労働者資格付与、能力回復部代表 (representante del Departamento

de Capacitación y Rehabilitación de Obreros del Ministerio de Trabajo)

全国大学評議会代表、国防省・保健衛生省・及び農務省代表・その他の全国的性格の教育施設の代表。

教育業務に関する外国人専門家は、顧問の資格で参加する。

第197条 教育調整審議会の職務権限は次の通りである。

- a) 国の一般計画に、私学教育計画を従わせること
- b) 教育計画、学習指導要領、勤務方法及び教員制度に関して、国の教育制度の機能的統一を必要とする必然的相互関係を確定すること
- c) 本法の定める精神の統一を起すため、一般的及び特殊目標に関して教育の一般調整をなすこと。

第198条 本審議会は、学年始め及び年度末試験期に近い時に、2カ月毎に開催される。又、委員の過半数の請求により、又は教育省が適当とみるとき、開催することができる。

## 第23章 教育総局

第199条 教育総局は、本質上、専門的かつ行政的機構であつて、教育事業の計画及び実施をその職務とする。これは、教育大臣を議長として、次の者よりなる。

教育総局長

初等教育局長 (Director de Educación Pre-Escolar y Primaria)

中等教育局長 (D. de E. Secundaria)

技術教育局長 (D. de E. Técnica, Profesional y Obrera)

文盲撲滅・成人教育局長 (Director de alfabetización y Educación Adultos)

教員養成局長 (Director de Formación y Mejoramiento Docente)

体育・スポーツ局長

音楽教育局長

造形美術局長

カリック教育局長

第200条 教育総局長は本機構の副議長であり、その機能的統一を維持すべく、その事業を調



整し、教育の専門的かつ行政的發展につき、教育諸局長と連帯して責を負うものとする。

第201条 教育総局長は、教育大臣の提案に基づき、閉鎖により任命せられる。各局長は、教育総局長の提出する候補者から教育大臣が任命する。任期は4カ年とし、管轄裁判所の判決によらない限り、解任されない再任は妨げない。

第202条 教育総局長若しくは局長に就任するには、次の要件が必要である。

- a) ボリビア市民であること
- b) 教員の免許を有すること
- c) 15年間教員を勤めたこと
- d) 上級の職務 (Cargo Jerarquico) を勤めたことがあること

第203条 教育総局長及び局長の職務は、国立若しくは私立の学校の校長又は教師の職務と両立できない。

第204条 教育総局長の職務権限は次の通りである。

- 1) 本法の定める一般規定に従つて、すべての程度 (grado) 、地域及び過程における教育を組織、指導及び調整すること。
- 2) 弾力的な意味において、専門的職務の完全な履行に関し、次長、主任、及び視学官を指導及び指揮すること。
- 3) 教育大臣を介して、政府に提出するため本部門の予算案を作成すること。
- 4) 私立学校の専門的及び行政的組織及び運営を統制すること。
- 5) 技術部長 (Jefes de Departamentos Técnicos) 学区長 (Jefes de Distrito) 若しくは学区視学官 (Inspectores distritales o de zona) の任命のため、教育大臣に各3名の候補者を提案すること。
- 6) すべての学校の校長及び教員を任命すること。
- 7) 当該規則によつて、教育諸局長、次長、学区長、及び校長の免許を認可すること。
- 8) 特に規定していないが、教育の指導的かつ専門的高級機構の資格に相応する、一切の権限を執行すること。

## 第24章 農民基礎教育総局

第205条 農民基礎教育総局は専門的行政的機構であつて、農山村地帯の教育的及び社会的事業の企画及び実施を職務とする。本機構は、農民大臣により統御される次の者よりなる。



1) 農民基礎教育総局長

2) 文盲撲滅・成人教育主任 (Jefe de Alfabetización y Educación de adultos)

3) 農山村福祉専門主任 (Jefe Técnico de Bienestar Rural)

4) 農・山村師範学校主任 (Jefe Técnico de Normales R.)

5) 企画・学習指導要領主任 (J. de Planes y Programas)

6) 基礎教育視学官 (Inspector General de Educación Fundamental)

7) 保健・衛生教育主任 (Sub-Jefe de Higiene y Educación Sanitaria)

8) 農・山村産業副主任 (Sub-Jefe de Industrias Rurales)

9) 統計・人事副主任 (Sub-Jefe de Estadística y Personal)

第206条 その特別の職務により帰属するものの他に、基礎教育総局の職務権限は次の通りである。

1) 基礎教育規則のとる一般原則に従つて、すべての地域における教育を組織し、指導すること。職務を充分に履行するよう、部内の主任を指揮、指導すること。

2) 基礎教育の予算案を作成して、政府に提出するため、農民省の認可を受けること。

3) 本校、副本校、及びその他の国立・私立の教育施設の設立及び技術的・行政的運営を監督すること。

4) 学区長及び農民基礎教育視学官の任命のため、農民大臣に、各名名の候補者を上申すること。

5) 本校、副本校及び分校の校長及び教員を任命すること。

6) 当該規則に従つて、部内主任、学区長、及び本校校長の免許を認可すること。

7) 特に規定されていないが、高度の指導的及び基礎専門的公務員の資格に相應する一切の権限を行うこと。

第207条 農民基礎教育総局は、農民省の次の局と、その活動を調整するものとする。

1) ボリビア・インディオ研究所事務総局 (Dirección General de Instituto Indigenista Boliviano)

2) 農民法務総局 (D.G. de Legislación y Justicia Campesina)

3) 農業協同組合総局 (D.G. de Comunidades y Cooperativas agrarias)

第25章 教育研究所 (Instituto de investigaciones pedagógicas)

第208条 教育研究所は学術研究施設であつて、ボリビア学生により良き認識、学校組織、教育環境、並びに学習及び教授過程に関連する教育上の諸問題の研究、記録及び解決を目的とし、技術顧問部 (Departamento Técnico Asesor) の格を有し、教育総局に直屬し、リ・バスに置かれる。

第209条 その職務を効果的に履行するため、人員並びに専門的及び経済的措置を、順次整備するものとする。これには、次の部が置かれる。

- a) 就学前、初等、中等、及び職業学校の教育調査部
- b) 応用統計部
- c) 学生の職業補導の、技術的及び職業上の指導に関する部

第210条 研究所には、所長及び一群の専門員がおかれる。所長 (Jefe) は教育局次長 (Sub-director de Educación) の身分を有し、所長に協力する専門員は教育総局により任命される。所長若しくは専門員となるには、次の要件が必要である。

- a) 教員免許を有すること。又は教育に関して著名の専門家であること。
- b) 教育学上の能力を示すこと。
- c) 教員として10年勤務しているが、教育の専門的業務を10年なしていること。

第211条 研究所の業務は次の通りである。

- 1) 幼稚園、都市及び農・山村の初等、中等、職業並びに専門技術教育の實際を指導し、改善する教授方法を作成し、実験し、及び採用すること。
- 2) 種々の過程及び学年における学校活動 (trabajo escolar) 及び修業の評価のための客観的方法を準備すること。
- 3) 教育計画及び学習指導要領を定期的に校閲し、教員の勤務、殊に冒語、数学及び社会科学の教授技術について、指導する手引きを付し学校教育計画及び学習指導要領を補正すること。
- 4) 教員志願者 (Postulante) 選考及び指導に関し師範学校に協力するとともに、学校制度下の管理職、視学官、及び事務官の専門資格付与の講習会の開設に協力すること。
- 5) 職業補導施設に関して大学及び労働・社会保障省 (ministerio de Trabajo y Previsión Social) に協力すること。
- 6) 次の者の準備教育を行うため、特別部門を創設することにつき、師範学校及び大学と協力すること。
  - a) 学生指導及び職業指導の助手 (auxiliar)

b) 職業指導の助言者 (Consejero)

c) 心理専門家 (Psico-tecnico)

研究所は、教育総局に従つて教育計画及び学習指導要領を作成し、a) b) 及び c) 項の免許取得の条件を定めること。

7) 教科書及び教材一般の作成及び採択の規則を定めること。

8) 職務の最善の履行のため、各学区に一組の協力専門家 (Colaborador tecnico) を組織すること。

9) 教育情報通信を定期的に刊行すること。

10) 教育総局で実施されるボリビア教育学に関する整理カード用の資料の準備に協力すること。

11) 各学校において、身体的、心理的及び社会的資料を付した、生徒及び教官の登録簿を整備するための規程を定めること。これに基づいてボリビア児童研究所 (Servicio de Psicología Boliviana) が設立されるものとする。

## 第26章 学区事務所

第212条 教育業務の指揮及び管理のため、共和国は学区に編成される。

第213条 各学区事務所 (Jefatura de Distrito Escolar) は学区長 (Jefe) 及び必要な学区視学官より成る。技術的及び行政的には、教育総局に従属し、その管轄内では教育総局を代表する。

第214条 学区長は、上級諸官庁並びに学区内の教員及び事務職員との間の連絡をはかる。

尚、音楽、造形美術、技術、体育及び芸術教育に関する局に属する専門部門及び教科の教師の活動を、その制限を用いて調整するものとする。

第215条 学区長は、教育総局の3名の候補者の提案に基づき、大臣が任命する。

第216条 学区長となるには、次の要件が必要である。

a) 全国的の教員免許を有すること。

b) 最低2ヶ年、教育施設の指揮をなし、名声を得ていること、又はこれらの職務のため特別の準備教育を受けていること。

c) 最低8年間、序列表 (Escalafón) の有資格の勤務をしており、かつ教員として名声を得ていること。

第217条 学区長の職務権限は次の通りである。

- 1) 法律、規則、及びその他の上位規定を履行し、履行せしめる。
- 2) 国立及び私立の一切の施設の進展を指導し、監督すること。これは各施設につき、少なくとも1年に1回行なわれる。
- 3) 会議、コンクール、展覧会、並びに学校監督及び統制の特別講習会を通じて優秀教員を提拔すること。
- 4) 師範学校の専門的及び行政的進展を監督すること。
- 5) 教育及び事務官の欠員補充のため、理由を付した候補者名簿を教育総局に提出すること。
- 6) 視学官の業務の企画及び調整のため週例会を開催すること。
- 7) 学区の年間予算案を作成して、教育総局に付託すること。
- 8) 視学官に従つて、「意見票」(hoja de conceptos)若しくは「教職員の勤務評定表」(ficha de calificación del magisterio)並びに学校統制を編纂すること。
- 9) 教育上の、教員についての及び管理についての観察、経験並びに教育に関する改善案を包含する業務報告書を、毎年12月3日までに教育総局に提出すること。
- 10) 国の関心に関する問題について解説するため、並びに教授法の改善及び社会への普及を企図する活動を調整するため、校長会議 (Consejo de directores) 及び教員集会 (asamblea de maestros) を招集すること。
- 11) 職務の請求、紛議、人員配置、更迭の如き、異議申立てを第一案として処理すること、及び規則によつて免許を授与すること。

第218条 農民基礎教育学区・視学官事務所 (Jefatura o Inspección de Educación Fundamental Compechina) は農民数の密度及び学校施設の数に応じて、配置かつ分散されるものとする。そして本法第213条、第214条、第215条、第216条及び第217条に定める諸規定に従うものとする。

## 第27章 学区視学官 (Inspector de Distrito y de Zona)

第219条 学区視学官は学区事務所及び教育施設間の仲介者であり、学区長に従属する。その職務は本質上、教育技術的なものであり、教員の業務の遂行の改善、並びに教授の一般及び特殊目標の履行を目的としなければならない。

第220条 視学官の定員は、予算により、施設数生徒数及び管轄地域面積に関連して定められ

るものである。

第221条 次の監督署 (Inspección) がある。

- 1) 国立及び私立の幼稚園及び小学校並びにリハビリテーションの特殊学校、宿泊所及び未成年者ホーム、すなわち孤児院を監督する就学前及び初等教育監督署。
- 2) 中学校、職業学校、商業学校及び職業専門学校を監督する中等教育監督署。学区内、国立及び私立の中学が少なくとも8校あるとき、中等教育視学官1名が認められる。しからざる場合、監督署は学区長に直属する。
- 3) 県の首府の学校を監督する県教育監督署 (Inspección de educación Provincial)
- 4) ボリビア鉱山公社 (Corporación Minera de Bolivia), Y.P.F.B. 及びその他の鉱業若しくは工業の民間企業の附随学校を監督する鉱業センター教育監督署。

第222条 学区視学官は、教育総局の候補者名簿の提案に基づき、教育大臣が任命する。

第223条 学区視学官に任命されるためには、次の要件を必要とする。

- a) 正規の、若しくは免許ある教員であること。
- b) 当該過程で、少なくとも8カ年勤務しており、名声を得ていること。
- c) 校長の職務をなしていること、又は視学の特別準備教育があることが確実であること。

第224条 その職務権限は次の通りである。

- 1) 教育指導講習会にて校長及び教員を指導すること。上級官庁の通告する学習指導要領、方法及び専門的規定を解釈すること。
- 2) 国立及び私立学校の校務を監視し、統一すること。恒常的に、学校を訪問すること。
- 3) 客観的方法をもつて、教育の効果を評定すること。学区長の確認のため、校長が校閲する特別帳簿、「意見票」及び「教職員勤務評定表」の作成を通じて、この業務を記録する。
- 4) 学校と家庭間の密接な協力関係を設定するため、校長に協力すること。
- 5) 当該監督学校の組織、運営及び効果につき責任を負うこと。
- 6) 書面で、その業務を学区長に報告すること。
- 7) 学校用地、校舎及び補助資材の譲渡を得るため、訪問する市町村、及び住民と連絡をとること。

第225条 農民基礎教育学区視学官は、第220条、第222条、第223条及び第224条の諸規定によるその職務を遂行する。

## 第28章 校長の職務

第226条 すべての教育施設は、一つの事業単位とみなされなければならない。そこでは、教員、父母及び児童・生徒は、恒常的に相互依存して、特別の任務を履行し、権利を行使し、義務を負い、一致して教育を克服するための努力を行う。

第227条 各教育施設の事務部長は、担任する学校単位の技術、経済及び統制を担当する。校長は組織並びに教科、道徳、保健及び社会に関する教授活動につき責を負う。

第228条 校長は、実力コントロール、免許の提示、5カ年以上の教員勤務及び管理職遂行能力の実証によつて、教育総局が任命する。

第229条 校長の職務権限は次の通りである。

- a) 生徒の心身の発展を管理すること。共同体の教育理念を学校に印象づけさせること、模範となる教育組織の執務方法と制度を取入れること。
- b) 自由時間のより良き利用のための学生組織の活動に協力すること。教員と事務部長との間に、職業上の訣決な協力的雰囲気、及び連帯責任を作ること。学校と生徒の父母との間の増大する援助を管理すること。
- c) その権限を行使し、その個人的条件、教育的及び専門的能力の当然の結果として、生徒と教員の規律を維持すること。
- d) 生徒に関する処罰を、第一案として決定すること。
- e) 授業準備 (Preparación de lección) の提示を求め、その実施前に校則をなげること。

## 第29章 教員 (Personal docente)

第230条 国立学校の教員となるには、次の要件が必要である。

- a) 専門資格のあるポリピア人若しくは外国人であること。
- b) 国の付与した、若しくは認められた免許を有すること。
- c) 18才以上、60才未満であること。

第231条 現職の正規の教員はその権利が尊重される。ただし、優先権を有する師範学校卒業生に相応するものは、この限りではない。

第232条 5カ年間の有効な教員勤務の後、特別試験で有能の証明を受ける臨時教員は教諭員

序列表に登録の権利を取得する。

第233条 老練による正規教員と宣言されるためには、特別計画に従つて、理論と実際の能力試験を受け、かつ10年以上の教員勤務があることが必要である。不合格の場合、免許の宣言が1年以上延期されるものとする。第2回目の不合格の場合、その教員は、教員として勤めることが不能となる。

第234条 資格ある、若しくは正規の教員が欠ける場合、バチレールの資格を有する者が小学校の教員になることができ、中級若しくは上級中等教育の教員には、大学の卒業証書を提示する者が、専門技術教育の教員には、専科免許を有する者、若しくは相当の経験を有する者になることができる。これらのすべての場合、能力、健康の調査及び高揚された道徳の確認が事前に必要である。

第235条 国立学校の教員養成は国立師範学校でなすものとする。

第236条 すべての過程の教師は、教室内で展開される活動が生徒の育成にとり効果的かつ有益である様に、授業の企画及び準備を教育学的になす職業上の義務を有する。いかなる教員でも、この要件を充たすことなしに、教室に入ることができない。同時に、その生徒の75%を向上させたことを証明する義務がある。この義務に違反する場合、序列表を定める点教計算のため、教員の評定簿に記録されるものとする。

第237条 すべての教員は、その教養を増進し、その教育学的完成を増大し、かつ専門的予備知識を完全にす職業上の義務がある。国は教員の向上のため、刺激と便宜を提供する。

第238条 人民の生活水準の改善及び国家の経済的繁栄を求め、現時の政治的及び経済的変革の歴史的過程を把握する社会的義務が教員にあり、学校に国家の進歩を指向する精神力を持たせる。

第239条 教員は、ボリビア共同社会の向上のため、国民意識の形成に参与し、及びその市民としての義務遂行の模範となる公民的義務がある。

第240条 教育の最高目的の防衛、社会的及び民主的意識の高揚、並びにその職業の理想及び成果の防衛のための効果的の手段としての教職員の組織及び組合活動に参加する権利を教員は有する。

第241条 教員は、世界人権宣言の内容を普及する義務がある。

第242条 教員は、憲法に認めるものの他、次の権利を享受する。

- a) 他の市民と平等に、国の政治活動に干与する自由。ただし、その地位の安定の条件として、一定の政党に加入することを義務づけられることはない。

b) 教職員の組合組織への加入。

c) 品格ある生活水準を許す、正当かつ充分の報酬。

d) 教養及び職業の完全化のための便宜。

第243条 教員は、憲法により、罷免されない権利を享受する。一時的若しくは決定的にその職を解かれるには、管轄裁判所の、反道徳的若しくは犯罪的行為の判決が事前になければならぬ。この裁判所の選定は特別規則に定めるものとする。転勤の場合、旅費及び貨物運賃が事前に支払われ、既婚者の場合、この権利はその妻子にも及ぶものとする。

第244条 師範学校の教授は、5勤務年中に、その担当科目に関する未発表の論文を教育総局に提出するものとする。教育総局は、印刷に付し、教科書に採用するため、最良の論文を選考する。小学校及び中学校の教員も、同様の論文を提出でき、これは昇進の場合前歴となる。

### 第30章 職員会議 (Consejo de Profesores)

第245条 職員会議とは、各施設の校長、教師及び学校顧問により構成される同職団体であり、毎月開かれる。

第246条 職員会議は、生徒の全体的育成に留意して、学校規律の単なる査察条件 (Condición fiscalizadora) を克服すべき教育学目的をもつ審議組織である。

第247条 職員会議は、当該施設の校長が議長となり、諮問的性質の次の職務を有する。

- 1) 学習指導要領及び専門的向章の研究。
- 2) 教育総括化の原理に従って、教材の相関に努めること。
- 3) 学校の収入を定期的に統制すること。
- 4) 改善を促進する望ましき解決を求めて、教育事業の批判的比較をなすこと。
- 5) 適切な援助提供を目標として、教育困難な生徒のケースを研究すること。
- 6) 自治的学生団体及びその他の学外活動を後援し、指導すること。
- 7) 関係規則に定める事項。

第248条 上記の権限は指導的業務を制限するものではなく、むしろ教員のチーム業務を通して行使される。

### 第31章 教員の序列表 (省略)

### 第32章 教員組合 (省略)



### 第3章 児童・生徒

第258条 児童・生徒は形式的及び非形式的な要素の組織的影響下にあり、その完成及び集団の完成を企図して、その潜在能力の総合的発展を最適に達成すべき教育の対象である。

第259条 児童・生徒は、もつとも早い年齢から、できるだけ長期間、学校教育の影響を受けるものとする。

第260条 児童・生徒には次の権利が認められている。

- 1) 道徳的、学術的、及び教育学的能力ある教員から指導を受ける権利。
- 2) 社会の進歩及び教育上の新原理にそつて更新された教育に対する権利。
- 3) 生徒の思想及び創造能力の自由な表現を容易にすべく、人格、興味及び要求の尊重に対する権利。
- 4) 心身の完全を保障する野外生活及び組織的レクリエーションに対する権利。
- 5) 自由時間の有益な利用のため、組織的に社会的活動、スポーツ及び芸術活動を行う権利。
- 6) その心身上の特色に適當した教授を受ける権利。
- 7) 学校社会の一員として行動し、学校の行政面に参加する権利。
- 8) 人種、社会階級、経済的地位、及び政治的若しくは宗教的信条の差別なしに、民主的に取扱われる権利。
- 9) 身柄の不可侵、及び労働において搾取されない権利。学校工場及び職業専門学校は、特別規則に従う。
- 10) 市民権の完全な行使の練習として、最良の形式の生活、組織及び教育環境を享受する権利。
- 11) 児童・生徒の固有の組織を作る権利。

第261条 中等学校及び職業学校の生徒は、職員会議に代表2名を派遣する権利を有する。

第262条 各教育施設では、チーム労働及び児童・生徒間の相互援助が促進されるものとする。

第263条 児童・生徒の登録、出席、学年別配置、グループ試験及び進級は規則の対象である。

第34章 学習の評価 (省略)

第35章 学校及び規律制度 ( )

第36章 学校社会扶助 ( )

第37章 教材 ( )

第38章 事務職員 ( )

## 第32章 父母の協力

第307条 父母は、当該学区の教育官庁及びその子弟の通学する施設に協力して、学校の活動に助力かつ参加する義務がある。

第308条 各学校の校長及び教員の賛助の下に、密接に協力して次の行為をなすために、父母会 (Asociación de Padres de familia) が設立される。

- 1) 学校の改善のための指示をなすこと。
- 2) 学校の具体的企画に経済的に寄与すること。
- 3) 校外の計画及び活動に助力すること。
- 4) 小児の身柄の保護及び安全対策に参加すること。
- 5) 子弟の学校の事情の説明を聞くため、定期的及び個別的に、教員との面談を継続すること。

## 第40章 協力の国際機関 (省略)

## 第41章 財政制度 (ク)

## 第42章 給費 (beca)

第318条 憲法第158条に従つて、国は、国内若しくは外国で勉学するための能力、適性及び適応性を実証するとき、資金に欠けるボリビア入学生を給費により補助する。本給費はコンクール制度により付与される。

第319条 国外での研究の完成若しくは特殊化をなすための大学院学生の給費は、競争試験により与えられる。すべての場合、教育省が干渉する。

第320条 ボリビア国は、特別の相互条約を締結する相手国に属する外国人学生に給費を与えるものとする。

給費付与の条件は特別規則により定められる。

## 第43章 暫定措置 (省略)

以上

